

瑞穂町第3次長期総合計画
後期基本計画策定に係る
基礎調査報告書

平成17年2月

瑞 穂 町

目 次

時代の潮流	1
1 地方分権	1
2 住民参加	1
3 行財政改革	2
4 広域行政制度と市町村合併	3
5 少子・高齢社会	3
6 持続可能な社会づくり	4
7 地域経済の再生	5
8 I T 対応	5
9 男女平等	6
10 国際化	7
町の現況と特性	8
1 人口	8
2 土地利用	8
3 産業	9
4 都市基盤	9
5 保健・医療・福祉	10
6 環境	10
7 教育・文化・市民活動	10
8 警察・消防	11
9 選挙	11
10 行財政	11
上位・関連計画	12
1 上位計画	12
2 関連計画	13

町民意識調査分析結果	17
1 瑞穂町の生活について	17
2 瑞穂町の将来像や現状の評価について	17
3 行政と町民の役割について	18
各課調査票分析結果	19
町民提案	22
職員提案	24
総合的な課題	29
1 まち全般の課題	29
人口	29
まちづくり	29
2 施策分野別の課題	30
環境と共生するまちづくり	30
活力ある生活を支えるまちづくり	30
自らを高め互いを認め合うまちづくり	31
計画の推進	31
参考文献	32
参考 基礎調査報告概要	33

時代の潮流

1 地方分権

平成 12(2000)年 4 月、「地方分権の推進を図るための関係諸法律の整備等に関する法律」(いわゆる地方分権一括法)によるおびただしい数の法律改正が施行され、理念上、国も都道府県も市町村も各々が対等な立場に置かれることとなった。広く行政上の指示まで含めた中央統制から法律とそれに基づく政令による統制に置き換えられ、新たに必要となった条例の制定をはじめ、自立化が求められたが、都道府県は国への、市町村は都道府県への依存体質から脱却できない点も指摘されているところである。

平成 13(2001)年 1 月の中央省庁改革によって新たに内閣府、及び経済財政諮問会議が設置され、「聖域なき構造改革を断行する」ことを唱えた小泉内閣が誕生した。地方分権推進委員会は「中間報告」で、地方分権改革は、行政改革、規制緩和と三位一体で進められるべきであるとし、明治維新、戦後改革に次ぐ「第 3 の改革」と位置づけ、平成 13(2001)年 6 月、同委員会の最終報告書を取りまとめて発表した。

この最終報告書では、今次の改革は登山に例えれば、まだようやくベースキャンプを設営した段階に到達したにすぎず、税財源の三位一体改革における省庁間での意見の食い違い、地方自治体間での温度差の存在等克服しなければならない課題を解消すべき第 2 次の改革が必要としている。さらに、分権型社会の創造に向けて残された課題として、

地方財政秩序の再構築

地方自治の事務に対する法令による義務づけ・枠づけ等の緩和

地方分権や市町村合併の推進を踏まえた新たな地方自治の仕組みに関する検討

事務事業の移譲

制度規制の緩和と住民自治の拡充方策

「地方自治の本旨」の具体化

の 6 点を挙げ、これらの課題を解消すべき第 3 次の分権改革を、引き続いて断行していく必要があるとしている。

2 住民参加

都市化の進展と地方の過疎化は、地域社会の連帯感や地域意識を減少させ、従来の地域コミュニティが崩壊する現象も見られるようになった。このような状況は、住民の行政に対する依存心や主体性のない受益者化の傾向を生み出し、住民自治の基盤である地域社会の空洞化をもたらした。多くの自治体は今までよりも地域の在り方に、より積極的で責任を持てる行政の展開を心がけ、住民参加による「コミュニティの形成」や「まちづくり」との積極的な取り組みを行うことが一種の流行となり、ある程度成功したところもある。しかし、住民側からの内発的な動きではなく、行政の期待が『住民自治の基盤として戦前から構成されている「地縁的」な団体』へ向いており、住民側からの手応えが十分感じられないケースが少なくなかった。

これに対し、住民側では、福祉的支援活動や市民レベルの国際交流、少子・高齢化の進展や地球環境問題の顕在化など、さまざまな社会的問題や課題について興味や関心を持つ人々が地域の枠を越えた「知縁的」つながりで、交流や活動するボランティアやNPO（民間非営利活動団体）などの市民活動が活発な広がりを見せるようになってきた。

このような市民団体が、今後、さまざまな場面において問題解決の実績を重ね、社会的認知が一層進み、やがて社会の多様な領域において、幅広く市民活動が展開されることが予想される。行政や企業などの既存セクターと並び、社会を構成する新たなセクターとして重要な一角を占める存在に成長していくことが考えられる。

3 行財政改革

バブル崩壊後のわが国を襲った景気低迷は、かつて経験したことのないほどの長期にわたって続いている。その結果、地方財政は未曾有の危機に瀕している。

景気の低迷は、まず税収の大幅な下落となって地方財政を悪化させた。所得や消費の伸びは鈍く、特に、法人事業税収が大きな割合を占めていた大都市を抱える都府県では、巨額の税収下落に見舞われ、経常収支比率が著しく悪化し、極めて危機的な状況に至っている。さらに、土地神話も崩れ、地方自治体にとって比較的安定した財源であった固定資産税収にまでかけりが見え始めている。

一方、長期不況からの脱却を目指した国の経済政策に呼応して、地方も公共事業を拡大したり、地方税の減税への協力要請に応じたりしてきた。しかし、このことが地方財政全般をさらに悪化させ、多くの地方自治体が巨額の地方債を発行し、その結果地方債借入残高が急増していった。地方債の借入残高は、平成 15（2003）年度末で 199 兆円となり、平成 3（1991）年度が 70 兆円あったのに比べると、わずか十数年の間に 130 兆円も増加した。そのうえ、税収が伸び悩む中で巨額の元利償還が始まったため、地方財政がさらに圧迫され始めている。

他方、長引く不況は国の財政も逼迫させ、国もなりふりかまわず財政再建に取り組まざるをえないところまで追い込まれている。その結果、地方公共団体の財政は、国の歳出削減努力の一環として、国から地方への移転的な財源である地方交付税や補助負担金を削減されるなど、危機的な状況に追い討ちをかけられている。

このように、地方自治体はこぞって財政再建に取り組まなければならない状況にあり、少しでも早く脱却するためには、できる限り歳出削減に努めるとともに、歳入を増やす可能性を追求し、行財政運営の効率化を図るなど、あらゆる努力を重ねなければならない。

なお、総務省は平成 16（2004）年度中に新たな地方行革指針を示し、平成 17（2005）年度からの施行を目指すとしており、この動向を注視する必要がある。

4 広域行政制度と市町村合併

地方自治体の財政危機を乗り越え、住民のニーズに、よりの確にかつ効果的に対応できるようにするため、市町村合併を検討する地方自治体が増えている。

合併については、政府の行政改革大綱や総務省の『『市町村の合併の推進についての要項』を踏まえた今後の取り組み（指針）』、経済財政諮問会議の「骨太の方針」などにおいて積極的な推進がうたわれている。また、地方分権推進委員会最終報告においても、「分権時代の行政の主役である地方自治体の側においても、少子高齢社会を迎える中、合併及び行政改革の推進などにより、新しい時代の地方自治の担い手としてふさわしい行政体制を整備することがあわせて必要である……」と延べ、市町村合併を自主的に進めることが望ましいと勧告している。

これを受けて、住民発議制度を拡充したり、合併協議会の設置に関する住民投票制度を取り入れたりするなど合併特例法の改正が行われた。さらに、市町村合併を促進する誘導策として、条件付ではあるが、平成 17（2005）年度末までの時限付きで、合併特例債などの制度も導入している。その結果、「平成の大合併」と称される状況が全国で展開されている。

今後さまざまな事務事業が国から地方へ移行されていくなかで、基礎自治体としての市町村は、より高度な行政サービスを提供していかなければならなく、合併により「適正規模」の地方自治体に再編していく必要があることは理解し得る。しかし、財政状況の厳しい地方自治体同士が合併しても、合併後の地方自治体の財政状況がにわかに好転するとは考えにくいし、場合によっては、合併に伴って行政施設の配備が合理化され、かえってサービスのレベルが低下することもあり得る。

市町村合併および広域行政の推進にあたっては、特例措置など短期的な利益誘導に惑わされることなく、合併により本当に地域住民の受益が向上するのか、そしてそれはどの程度のものなのか、さらには合併により失われるものは何なのかといった点につき、これから先の住民の立場に立って利害得失をよく考えて、自主的な判断をしていくことが望ましい。

5 少子・高齢社会

平成 12（2000）年の国勢調査によると、わが国の総人口は 1 億 2,693 万人である。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成 14 年 1 月推計）」によれば、わが国の総人口は、平成 18（2006）年の 1 億 2,774 万人をピークに、平成 25（2013）年に現在と同規模になり、平成 62（2050）年には、ほぼ 1 億人になると予想されている。

わが国の人口減少時代の到来は、労働力人口の減少や家計貯蓄率の低下により経済活力を低下させるなど、経済成長の制約要因となる。また、高齢者の増大により年金、医療、福祉など社会保障の分野で現役世代の負担が増大し、制度そのものの維持が困難になってくる。

年齢 3 区分別に人口の推移を見てみると、まず、年少人口（0～14 歳）は、平成 12（2000）年の国勢調査では、1,851 万人であったが、低い出生率を背景に長期減少過程に入る。平成 28（2016）年には 1,600 万人を割り、平成 62（2050）年に、1,084 万人になると予想されている。これを総人口に占める割合で見ると、年少人口割合は平成 12（2000）年の 14.6%から減少を続

け、平成 62（2050）年には 10.8%になると見込まれている。

生産年齢人口（15～64 歳）は、戦後一貫して増え続けてきたが、平成 7（1995）年の 8,717 万人をピークに減少過程に入り、平成 42（2030）年には 7,000 万人を割り、平成 62（2050）年には 5,389 万人になると予測されている。割合で見ると、年少人口割合と同様、平成 12（2000）年の 68.1%から減少を続け、平成 33（2021）年には 60%を割り込み、平成 62（2050）年には 53.6%にまで減少すると見込まれている。

年少人口、生産年齢人口が減少を続ける一方、老年人口（65 歳以上）は増加を続ける。平成 12（2000）年現在 2,204 万人であるが、団塊の世代（昭和 22 年～24 年生まれ）が、老年人口に入りきるまで急速な増加を生じ、平成 25（2013）年に 3,000 万人を突破し、平成 30（2018）の 3,417 万人へと急速な増加を続ける。その後、戦後の出生規模の縮小世代が老年人口に参入するため緩やかな増加期となるが、第二次ベビーブーム世代が老年人口となる平成 55（2043）年にピークに達する。以降は緩やかな減少に転じ、平成 62（2050）年に 3,586 万人となる。高齢人口割合は、平成 12（2000）年現在 17.4%であるが、平均寿命の伸長や低出生率を背景に増加を続け、平成 18（2006）年 20.5%、平成 45（2033）年 30.2%とそれぞれの大台に到達し、平成 62（2050）年には 35.7%にまで達すると見込まれている。

6 持続可能な社会づくり

これからの環境行政で重要な点は、地球環境の保全を進め、良好な環境を将来の世代へ引き継ぐという目的に立って諸政策を進めていくことである。従来の公害防止や自然保護という狭い環境対策から、廃棄物の削減、エネルギーや資源の消費を最小化し、社会全体の仕組みを環境への負荷の少ないものへと変えていくことが必要になってくる。

具体的な今後の環境政策の展開は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から、持続可能な社会への転換を図ることであり、住民や事業者の意識や行動の変革をはじめ、社会経済活動そのものの転換が必要になってくる。国の環境基本計画では「循環」「共生」「参加」「国際的取組」が長期的目標として掲げられている。その意味するところは以下のとおりである。

- [循環] 資源循環をできる限り確保することによって、環境への負荷を可能な限り少なくし、循環を基調とする社会経済システムを実現
- [共生] 社会経済活動を自然環境に調和したものとしながら、自然と人間との間に豊かな交流を保つなど、健全な生態系を維持、回復し、自然と人間との共生を確保
- [参加] あらゆる主体が環境への負荷の低減や賢明な利用などに自主的に取り組み、環境保全に関する行動に主体的に参加する社会を実現
- [国際的取組] 地球環境の保全のため、わが国が国際社会に占める地位にふさわしい国際的イニシアチブを発揮して、国際的取り組みを推進

国のこうした計画の長期目標の達成に向け、地方自治体においても自らの環境管理の手段として、環境管理システムの導入、グリーン購入、自然エネルギーの導入等、具体的な施策の展開が図られてきている。このほか壁面・屋上緑化等によるヒートアイランドの防止、自動車の

交通量を減らすための試み（パークアンドライド、ロードプライシング）、低公害車の導入、地域の特性を生かしたエネルギー供給（風力、木材燃料、雪冷房システム）などさまざまな試みが始まっている。

7 地域経済の再生

日本経済は、バブル崩壊の影響を受けた平成4（1992）年以降、10年以上もの長きにわたり低迷が続いている。内閣府の「平成17年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によると、景気は民間需要中心の回復基調にあるが、消費者物価は前年比で小幅な下落基調が続くなど、緩やかなデフレ状況が継続するとしている。

日本経済の再生と発展のためには、デフレからの脱却を確実なものとしつつ、国と地方の財政赤字を解消することが必要である。国の構造改革や地方自治体の財政健全化計画などにより、事業の民営化やスリム化を行い、経費削減することが求められている。

また、国は「構造改革特区」の導入を進め、地域活性化のための集積効果を創出しているが、特区でなくても地域の特性を生かす産業の集積、既存産業の活性化を検討することが大切である。産学連携や企業誘致も有効な手段であり、そのため地域特性をアピールする必要がある。

一方、全国的に商店街振興や空き店舗対策が問題となっている。小売店に対する消費者ニーズの変化や大型ショッピングセンターの進出の影響とともに、経営者の高齢化と後継者難が指摘されており、今後、小規模な店舗で構成されている商店街を取り巻く状況は厳しいと予想される。そのため、店内のバリアフリー化や歩道の整備、また明るく人が集まりやすい商店街の魅力づくりなど、商店街振興の取り組みが求められる。

地域経済の再生には地域の魅力づくりが必要である。それを可能にするためには、産学官住民が一体となって取り組むことが欠かせない。それぞれが独立してお互いに頼るのではなく、できることを行い、連携することが必要である。

8 IT対応

平成13（2001）年1月「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（IT基本法）が中央省庁の再編に合わせて施行された。そして、同月には「わが国が5年以内に世界最先端のIT国家になる」という目標を掲げた「e-Japan戦略」が作成され、3月には政府が実施する具体的な行動計画を定めた「e-Japan重点計画」が策定された。これらの重点計画の中には、電子政府の構築も掲げられている。

一方、これまで地方自治体では、国の支援の有無にかかわらず情報化の推進を行っており、中には国の情報化よりも先駆的なところもあるが、全体的には電子自治体への取り組みの多くは始まったばかりである。

地域コミュニティにおけるコミュニケーションは、これまで地理的・時間的制約に縛られていた。職住分離の多くの住民は、この制約から、地域コミュニティや行政に参加するのが難しい環境にあった。しかし、インターネットやイントラネットなどを使ったeメール、メーリン

グリスト、電子掲示板などを駆使することで、この制約は一挙に取り払われた。そしていま、地域コミュニティでは創意を生かしたメンバーによる、情報共有による改善案の作成や住民の政策形成過程への参加などさまざまな試行、実践が始まっている。住民参加型まちづくりの情報交流システムを築き、希薄になりつつある地域コミュニティを良質のコミュニティに再生し、住民のつながりを深めている地方自治体も徐々に増えつつある。

9 男女平等

平成 11 (1999) 年 6 月、国は「男女共同参画社会基本法」を制定・施行した。この基本法では、男女共同参画社会の実現に向けて社会のあらゆる分野で男女の共同参画の施策を推進することを目標に、国、地方公共団体、国民の責務が明らかにされた。そして、基本法に基づく初の法定計画として平成 12 (2000) 年 12 月に「男女共同参画基本計画」が策定され、女性の意思決定過程への参画推進、職業生活と家庭・地域生活の両立支援など 11 項目について具体的な課題が提示された。

その後、平成 13 (2001) 年 5 月に人事院は「女性の国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」を策定し、全府省が一体となって取り組んだ。同年 10 月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV 防止法) 」が施行され、DV が犯罪であり女性の人権侵害であることが明記された。これは、配偶者からの暴力にかかる通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、暴力の防止及び被害者を保護するためのものである。また、起業や地域活動等にチャレンジする女性を支援する取り組みも進み、平成 15 (2003) 年 4 月の男女共同参画会議及び同年 6 月の男女共同参画推進本部において「女性のチャレンジ支援策」が決定され、地域の実情に応じた女性のチャレンジ支援策が推進されている。

しかし、男女共同参画社会の実現のための基本的な枠組みの整備状況と比較して、政治・行政分野、労働分野及び家庭内とも、その推進速度は緩やかである。男女ともに、女性の就労を肯定的にとらえる意識は増えているものの、女性の就労スタイル、家事・育児の分担状況等、実際の行動と意識は大きくかけ離れており、依然として固定的役割分担に縛られている現状である。また、男女共同参画基本計画では、「社会的・文化的に形成された性別」を「ジェンダー」として規定しているが、近年「画一的に男女の違いを無くし人間の中性化を目指す」という意味で「ジェンダー・フリー」という用語の使用が目立っていることなど、内閣府では、男女共同参画社会についての誤解や混乱に対し、正確な理解のための広報啓発、個別照会への対応を行っていくこととしている。

10 国際化

IT化の流れから、インターネットを通じて感じる国際社会は、非常に近接した社会であり、地方自治体にとって国際社会とのかかわりをどのように進めていくかは、経済的な波及効果だけではなく、まちの魅力づくりや地域社会の活性化など住民の満足度につながる重要な施策となっている。

いまや4人に1人がパスポートを持ち、人口の1.4%を占める外国人とともにまちづくりを進める地方自治体にとって、住民の国際感覚の高まりに応じた施策は、すでに固有事務といえる。現に地方自治体が掲げる国際化施策には、海外との市民交流的なものから始まり、国際市場への特産品の売り込みなど経済的なメリットを狙ったもの、途上国への支援などを通じて自負に基づいた貢献、そして多言語による情報の発信など共に暮らす外国人との共生を模索する施策、等々実に幅広く様々なものがある。

平成7(1995)年、自治省(現総務省)は「自治体国際協力推進大綱策定に関する指針」を策定し、政府が国際協力の必要性を認め、それを推進することとした。地方でも協力・貢献施策を求められ、地方での国際化施策において重要な柱となりつつある。このような国際「交流」から「協力」へという大きな流れは、地方自治体の国際施策の中で活発な活動を生んでいる。

また、地方自治体における国際施策では、国際交流や国際協力以上に、地方自治体内部の国際化が重要である。福祉、環境、経済、住民サービスなど、今や地方自治体が抱えるあらゆる行政課題が国際社会とつながっている。在住外国人との共生に対し、異なる価値観を認め、それを受容していく懐の深さを自治体そのものが身につけていくことは、地方自治体そのものの国際感覚を豊かにするものである。さらに職員が国際情勢に精通し、語学だけでなく文化や宗教の違いを超えて互いに意思疎通できる能力を高めることも大切である。併せて、住民自身の国際化への関心をサポートする国際理解教育の推進も、地方自治体の大きな役割となっている。

町の現況と特性

各機関発行の文献等から読み取れる数値による町の現況と特性は次のとおり。

なお、文章中に「多摩地域で」とあるのは、都内 30 市町村（26 市 3 町 1 村）で比較した結果である。

1 人口

- ・ 年少人口比率は、多摩地域で 3 番目に高い。
（平成 16 年 1 月 1 日現在 15.42%、最高は羽村市の 15.50%、多摩地域平均は 13.33%）
- ・ 生産年齢人口比率は、ほぼ多摩地域平均。
（平成 16 年 1 月 1 日現在 69.67%。最高は多摩市の 73.50%、多摩地域平均は 70.16%）
- ・ 老年人口比率は、多摩地域で 4 番目に低い。
（平成 16 年 1 月 1 日現在 14.90%。最低は稲城市の 12.92%、多摩地域平均は 16.51%）
- ・ 老年化指数は、多摩地域で 3 番目に低い。
（平成 16 年 1 月 1 日現在 97（老年人口 / 年少人口 × 100）、多摩地域平均は 124）
- ・ 昼間人口指数は、100 を超えるとともに多摩地域で 3 番目に高い。
（平成 12 年 10 月 1 日現在 106.3。多摩地域平均は 90.2）
- ・ 全人口に占める外国人登録者数の比率は、多摩地域で 9 番目に高い。
（平成 16 年 1 月 1 日現在 1.7%。最高は福生市の 3.8%、多摩地域平均は 1.5%）
- ・ 1 世帯当たりの人数は、多摩地域で 2 番目に多い。
（平成 16 年 1 月 1 日現在 2.70 人。最高はあきる野市の 2.80 人。多摩地域平均は 2.31 人）

2 土地利用

- ・ 公示価格の平均価格の推移（単位 千円/㎡）（各年 1 月 1 日）

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
住宅地	149	140	129	120
商業地	191	177	163	147

- ・ 課税地面積において畑面積が占める割合は、多摩地域で 2 番目に高い。
（平成 14 年 1 月 1 日現在 30.7%。最高は清瀬市の 38.2%、多摩地域平均は 10.9%）
- ・ 課税地面積において宅地面積が占める割合は、多摩地域で 8 番目に低い。
（平成 14 年 1 月 1 日現在 45.3%。最低は檜原村の 0.9%、最高は武蔵野市の 92.5%、多摩地域平均は 40.0%）
- ・ 課税地面積において宅地のうち工業地区面積の占める割合は、多摩地域で 3 番目に高い。
（平成 14 年 1 月 1 日現在 15.8%。最高は羽村市の 28.8%、多摩地域平均は 3.2%）
- ・ 課税地面積において宅地のうち住宅地区面積の占める割合は、多摩地域で 6 番目に低い。
（平成 14 年 1 月 1 日現在 22.4%。最高は福生市の 81.2%、多摩地域平均は 33.8%）

3 産業

- ・ 製造業の事業所数は、多摩地域で4番目に多い。
(平成13年10月1日現在541事業所)
- ・ 工業における製造品出荷額等、常用労働者1人当たりの製造品出荷額等は、ともに多摩地域で7番目に多い。
(平成13年12月31日現在337,029,860千円、1人当たり48,633千円。多摩地域平均は43,119千円)
- ・ 商業における年間販売額は、多摩地域で7番目に少ないが、従業員1人当たりの年間販売額は13番目に多い。
(平成13年12月31日現在8,173,500千円、1人当たり2,482千円。多摩地域平均は2,788千円)
- ・ 完全失業率は、ほぼ多摩地域平均。
(平成12年10月1日現在4.7%。最高は武蔵野市の6.0%、多摩地域平均は4.9%)
- ・ 世帯当たりの農家戸数は、多摩地域で3番目に多い。
(平成12年2月1日現在1千世帯当たり43.6戸。最高は檜原村の183.9戸、多摩地域平均は6.9戸)

4 都市基盤

(多摩地域の前に 印があるものは、人口2万人未満の町村が調査対象外であるため、日の出町、檜原村、奥多摩町を除く27市町での比較結果)

- ・ 1住宅当たり居住室数は、多摩地域で最も多い。
(平成10年10月1日現在4.89)
- ・ 1住宅当たり居住室の畳数は、多摩地域で2番目に多い。
(平成10年10月1日現在30.84畳)
- ・ 1住宅当たり延面積は、多摩地域で2番目に広い。
(平成10年10月1日現在87.93㎡)
- ・ 持ち家比率は、多摩地域で2番目に高い。
(平成10年10月1日現在71.3%。多摩地域平均は46.1%)
- ・ 1人当たりの都市公園等(都市公園及び都市公園以外の都区市町村立公園)の面積は、多摩地域で3番目に広い。
(平成15年4月1日現在13.39㎡。多摩地域平均6.32㎡)
- ・ 町道の平均幅員(総面積/総延長)は、多摩地域で7番目に狭い。
(平成15年4月1日現在4.7m。最低は奥多摩町の2.3m、最高は多摩市の8.2m、多摩地域平均は5.1m)

- ・ 町道の舗装率は、多摩地域で7番目に低い。
(平成15年4月1日現在 61.7%。最低は奥多摩町の 31.0%、最高は武蔵野市の 99.6%、多摩地域平均は 77.2%)
- ・ 1世帯当たりの乗用車保有台数は、多摩地域で最も多い。
(平成14年3月末現在 1.46 台。最低は武蔵野市の 0.47 台、多摩地域平均は 0.78 台)
- ・ 乗用車保有台数のうち軽乗用車が占める割合は、多摩地域で4番目に高い。
(平成14年3月現在 21.5%。最高は奥多摩町の 24.5%、最低は武蔵野市の 4.6%、多摩地域平均は 11.4%)

5 保健・医療・福祉

- ・ 人口1万人当たりの医師数は、多摩地域で最も少ない。
(平成12年12月31日現在 3.9 人。最高は三鷹市の 44.7 人、多摩地域平均は 16.7 人)
- ・ 人口1万人当たりの一般診療所数は、多摩地域で2番目に少ない。
(平成13年10月1日現在 4.4。最低は武蔵村山市の 4.0、最高は武蔵野市の 13.4、多摩地域平均は 7.1)
- ・ 要介護・要支援認定者が老年人口に占める割合は、多摩地域で2番目に低い。
(平成15年1月現在 10.0%。最低は檜原村の 9.0%、最高は武蔵野市の 16.0%、多摩地域平均は 13.3%)
- ・ 生活保護の保護率は、多摩地域で7番目に高い。
(平成14年度月平均 1.28%。多摩地域平均 0.99%)
- ・ 平成16年1月1日現在の被保護者は世帯数で 289、人員で 481 人。

6 環境

- ・ 1人1日当たりごみ量は、多摩地域で最も多い。
(平成14年度 1310.5g。多摩地域平均 926.7g)
- ・ 総資源化率は、多摩地域で最も低い。
(平成14年度 19.7%。多摩地域平均 25.9%)
- ・ 最終処分率は、多摩地域で最も高い。
(平成14年度 15.7%。多摩地域平均 10.0%)
ただし、肉骨粉の搬出量が含まれている。

7 教育・文化・市民活動

- ・ 人口1人当たりの図書蔵書数は、多摩地域の平均。
(平成14年5月1日現在 3.9 冊。最高は檜原村の 14.7 冊、最低は狛江市の 1.8 冊、多摩地域平均は 3.9 冊)
- ・ NPO 法人数は平成16年6月末現在 9。

8 警察・消防

- ・ 人口当たりの火災件数は多摩地域で 6 番目に多いが、人口当たりの被災延面積は 9 番目に小さく、損害見積額も 8 番目に少ない。

(出 火 率：平成 13 年 5.9 件/1 万人。多摩地域平均 4.6 件/1 万人

被災延面積：平成 13 年 23.46 m²/1 万人。多摩地域平均 37.99 m²/1 万人

損害見積額：平成 13 年 4,398 千円/1 万人。多摩地域平均 7,489 千円/1 万人)

9 選挙

- ・ 投票率は低い。

(平成 15 年 4 月都知事選挙 40.73%、多摩地域で最も低い。多摩地域平均 46.55%

平成 13 年 6 月都議会議員選挙 39.3%、多摩地域で最も低い。多摩地域平均 49.63%

平成 13 年 7 月参議院選挙、平成 15 年 11 月衆議院選挙も多摩地域で最も低い)

10 行財政

- ・ 財政力指数は多摩地域で 11 番目に高く、1.00 を超え普通交付税の不交付団体である。

(平成 15 年度 1.012。多摩地域平均 1.022)

- ・ 歳入における市町村税の構成比率は、多摩地域で 14 番目に低い。

(平成 14 年度 50.5%。多摩地域平均 52.4%)

- ・ 市町村税における固定資産税の構成比率は、多摩地域で 2 番目に高い。

(平成 14 年度 54.1%。多摩地域平均 41.8%)

- ・ 市町村税における個人住民税の構成比率は、多摩地域で最も低い。

(平成 14 年度 26.0%。多摩地域平均 39.6%)

- ・ 普通会計決算（歳出）の主な性質別経費における人件費の構成比率は、多摩地域で 2 番目に低い。

(平成 14 年度 18.7%。最低は青梅市の 18.6%、多摩地域平均は 21.5%)

- ・ 普通会計決算（歳出）の主な目的別経費における公債費の構成比率は、多摩地域で最も低い。

(平成 14 年度 4.5%。多摩地域平均 8.5%)

- ・ 経常収支比率は、檜原村と並んで多摩地域で最も低い。

(平成 14 年度決算 80.0。最高は狛江市の 102.1、多摩地域平均 87.3)

- ・ 標準財政規模に対する財政調整基金現在高が占める割合は多摩地域で 3 番目に高い。

(平成 14 年度決算 19.6%。最高は檜原村の 34.0%、最低は小金井市の 1.0%、多摩地域平均は 8.8%)

- ・ 一般行政職平均経験年数は、多摩地域で 2 番目に短い。

(平成 14 年 4 月 1 日現在 19 年 4 ヶ月。最短は羽村市の 18 年 7 ヶ月、最長は小金井市の 26 年 1 ヶ月)

上位・関連計画

1 上位計画

○第5次全国総合開発計画（国土交通省）

21 世紀の国土のグランドデザイン - 地域の自立の促進と美しい国土の創造 - を基本目標に、平成 10 年 3 月に策定。目標年度は平成 22～27 年度。西多摩地域に関することは、首都圏中央連絡自動車道の整備、業務核都市の育成、多摩川流域地域が連携して水質保全等の取り組みを進めるとともに、住民参加の川づくりや森づくりの推進、などが掲げられている。

○第5次首都圏基本計画（国土交通省）

平成 27 年度を目標年度として、平成 11 年 3 月に策定。東京中心部への一極依存構造から、自立性の高い地域を形成し「分散型ネットワーク構造」を目指す。業務核都市などを中心に、環状方向に地域の連携を進め「首都圏における大環状連携軸」の形成を推進することが計画されている。西多摩地域については（青梅市を中心とする地域として掲載されているが）、圏央道青梅インターチェンジ周辺地区を核に、業務、商業等の機能の充実を図るほか、工業機能、研究開発機能の集積を高めるとしている。

○東京の新しい都市づくりビジョン（東京都）

長期的視点に立った政策誘導型の都市づくりを展開することを重要視し、平成 37 年を目標時期として、平成 13 年 10 月に策定。「世界をリードする魅力とにぎわいのある国際都市東京の創造」を新しい都市づくりの目標として、今後の国際都市に不可欠と考えられる環境、文化、生活等、様々な都市の魅力を備える必要があるとしている。福生・羽村・瑞穂地域の将来像として、産業構造の変化に対応した工業の機能更新を図るなど、産業と居住が調和した活力あるまちを形成し、低・未利用地や工場跡地を民間や行政の適切な役割分担により、計画的なまちづくりの貴重な資源として活用する「住工複合地区」と位置づけている。

○多摩の将来像 2001（東京都）

多摩の 2015 年の姿を「活力と魅力にあふれた多摩」として、東京の活力の一翼を担う多摩、全国に誇れる多摩の魅力、という 2 つのグランドデザインを掲げ、平成 13 年 8 月に策定された。西多摩地域平野部（多摩中央部北エリア）の将来像は、圏央道等アクセス道路の整備により、産業集積や物流拠点として地域の産業活力が高まり、また、狭山丘陵などの豊かな自然は保全され、農地と併せうるおいの場となるとされている。生活・文化の姿は、職住近接の快適な生活環境が保たれた地域となり、自然環境と調和した余裕のある住環境が整備されているとしている。

○多摩アクションプログラム（東京都）

「多摩の将来像 2001」で特に取り組みが必要な課題として掲げられた 10 の「チャレンジテーマ」を軸に、将来像を具体化するための今後の多摩振興事業の取り組みの手順を示したものとして、平成 15 年 3 月に策定。多摩地域の都市基盤の着実な整備、豊富な人材の連携や、産業の集積など地域資源の活用による特色ある多摩の活性化、水や緑を守り、活用することによる多摩の魅力の向上、を 3 つの柱としている。

2 関連計画

○西多摩地域広域行政圏計画

西多摩地域の 4 市 3 町 1 村で構成している「西多摩地域広域行政圏協議会」における計画であり、圏域の総合的かつ一体的な整備と住民の福祉増進を図るために必要な施策について定めることを目的とし、平成 22 年度を目標年次として、平成 13 年 3 月に改訂された。

施策の大綱として、自立的圏域を目指した市街地整備と交通の充実、快適で安全な暮らしを支える生活環境の整備、内外の連携によって圏域に活力をもたらす産業の振興、多様性を支える地域社会の形成、自然環境の保全と活用、の 5 点を掲げている。

○瑞穂町都市計画マスタープラン

瑞穂町の目指すべき将来像や都市整備の基本的方向等を定めるため、平成 32 年を目標年次として、平成 12 年 3 月に策定。豊かな自然との調和の中で、職住近接の住みよい生活都市づくりを進めるとともに、町独自の環境や資源、施設等を活用しながら、交流やふれあいを育んでいけるように、「ゆとりある生活都市 瑞穂」を将来都市像としている。

また、その将来都市像の実現のため、豊かな自然と調和したまちづくり、経済的ゆとりのある自立都市の形成、生活の向上をめざす都市機能の充実、多様な交流やふれあいが育まれる都市の形成、を図っていくことを目標としている。

○瑞穂町緑の基本計画

みどりあふれる個性豊かなまちづくりの推進を図ることを目的として、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために、平成 11 年 3 月に策定。上位計画である「瑞穂町都市計画マスタープラン」との整合を図るため、原則として平成 32 年を目標年次としている。

みどり豊かな美しいまちの創出を実現するために、人とみどりの新たな良好な関係を築くことを基本理念として、「みどりとともに発展するいきいきとした生活のあるまち - グリーンアンドヒューマンライフタウン みずほ - 」を将来像と設定している。

○瑞穂町地域防災計画

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、瑞穂町や東京都及び関係防災機関が有する機能を有効に発揮して、町域における震災に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、瑞穂町防災会議が策定。平成 11 年 1 月に改訂したものが現在の計画である。

○瑞穂町地域情報化計画

瑞穂町の情報化を推進するための情報通信基盤の整備、行政の情報化と地域情報サービスの高度化・迅速化、推進体制の整備などを通して、住民参加のまちづくりを実現するために必要な計画として平成 13 年 3 月に策定。

情報のネットワーク化やコミュニケーション環境の整備により、住民の高度な情報利用とコミュニケーションの機会を保障し、多様な活動を支援するとともに、より住民ニーズに適合した行政サービスの提供を図る。

○瑞穂町商店街振興プラン

住民の生活利便を支え、コミュニティの中心的存在として、時代にふさわしい活動や提案を行っていくという商店街、商店の原点・初心に立ち返ることを目指し、平成 15 年 3 月に策定。

取り組みの主体、あるいは緊急度に従い、3 つのカテゴリーを中心として計画化してある。中心地の商業で取り組むものとして、空き店舗対策や不足業種の確保、駐車場・歩行者道路の確保など、町内の商店がみんなで取り組むものとして、たまるカードと地域商品券の運用強化や町内散歩コースに対応した商店マップの作成など、今後のニーズに合わせ取り組みを検討するものとして、共同宅配システムや地域でのパートナーづくり、IT 活用や環境問題への対応など、についての対策や取り組みを掲げている。

○農業経営構造確立構想 瑞穂町農業ビジョン

農業の担い手となる経営体を育成し、地域ぐるみで農業を変革していこうとする取り組みを支援するために、経営構造対策推進事業の一環として、平成 14 年 3 月に策定。平成 22 年度を目標年度としている。

都市農業地域での新たな展開を示す「モデル的取り組み」とするとともに、農業者だけでなく、都市住民との連携、協働を踏まえた瑞穂町の「農業ビジョン」を示すことを目的とし、「安全で美味しく、新鮮な農作物を供給する瑞穂町農業 - やすらぎと潤いのある、美しい瑞穂の環境づくり - 」を将来像としている。

○瑞穂町地域福祉計画

瑞穂町が目標とする新たな地域福祉を実現させるため、地域福祉、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、介護保険、保健の6分野についての基本計画として、平成15年3月に策定。平成19年度を目標年次とし、別に定める「瑞穂町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「瑞穂町母子保健計画」の上位計画として位置づけられている。

基本理念は、瑞穂町の地域福祉の推進に向けて「ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ ～すべての人を包み込む福祉社会をめざして～」とし、協働と参画のまちづくり、健康で安心して生活できる福祉のまちづくり、選択できる福祉サービス基盤の整備、自立生活の基盤づくりへの支援、新しいつながりの構築、福祉文化の醸成、を基本的考えとして計画を策定している。また、総合相談体制の整備とネットワークづくり、障害者福祉や子育て支援の充実、健康づくりの推進など、9つの重点施策を掲げている。

○瑞穂町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「瑞穂町地域福祉計画」を上位計画として、その基本理念の実現に向けて、だれもが自立して生活できる高齢社会、だれもが生き生きと暮らせる高齢社会、だれもが安心して生活できる高齢社会、を目指すべき高齢社会像として、平成15年3月に策定。

幅広い分野にわたり、高齢者が安心して生き生きと暮らしていける社会づくりを推進するために、制度周知・利用促進を目的とした情報提供の充実、予防を重視した事業展開、介護家族に対する支援、また地域ケア体制や高齢者の社会参加システムの構築などを重点施策としている。

○瑞穂町母子保健計画

少子高齢化が進む中、生涯を通じた健康づくりの出発点として重要な位置づけとなる母子保健についての計画を、平成15年3月に策定。

子どもが健やかに成長するには、家族と共に地域で支えるという環境づくりが重要であるとして、「安心して子どもを産み育てる事ができ、家族が心身共に健やかに暮らせる町」を基本構想に、母子保健の推進を図るものである。

○瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画

「性別にとらわれない自分らしさ(個性)」と「女性の問題は、男性の問題でもある」を基本理念に、瑞穂町における男女共同参画社会の実現へのみちしるべとして、平成14年3月に策定。地域社会機能を維持するために、将来を担う子供たちの育成、子育て環境の整備、安心できる家庭介護機能の維持や労働力人口の維持といった家族的責任と社会的責任を果たすことのできる環境づくりを掲げている。また、高齢者や外国人、障害者などへの差別意識のない社会の形成を目指している。

○瑞穂町第 2 次行政改革大綱

「地方分権の動きを捉えた住民との協働」を大きなテーマとし、「住民と行政の新たなパートナーシップづくり」、「住民活動に対する支援のあり方」など 8 つの基本的視点を掲げ、平成 9 年 4 月に策定。減量リストラ（節約）を目標としていた第 1 次大綱（昭和 61 年 1 月策定）に対し、諸課題に工夫して立ち向かう、本来の意味でのリストラチャリング（再構築）を目標としている。

また、第 2 次大綱を具体的に展開するに当たり実施細目を策定している。現在は平成 14 年 6 月に策定した「実施細目」により、住民生活の基盤である安定した地域社会を計画的に整えるための取り組みを行っている。

町民意識調査分析結果

町民意識調査の詳細な分析結果は、別に作成の「瑞穂町町民意識調査報告書」により報告するため、ここでは分析結果のまとめを以下のとおり報告する。

1 瑞穂町の生活について

まちの住みよさについては、全体的に住みよさ感が増している。年代が高くなるほど住みよさ感が増す傾向があり、特に20～30歳代では住みにくい感覚の方が強くはなっているものの、平成11年9月に実施した調査と比べ、若い世代においても住みよさ感が増していることは特筆される。

このため、これからも町に住み続けたいという意向も高まっている。町の住みよさとの関連では、住みよさが“普通”という感覚であっても、町に住み続けたいという意向は強くなっている。

町に住み続けたい理由については、前回同様、自然環境のよさや住宅の都合、地域における人間関係などが主なところとなっているが、今回は前回に比べ、自然環境や地域の人との関係など町が持つ魅力そのものに関する理由が多くなっている。

引っ越したい理由としては、前回同様、交通が不便なことが最大の理由となっている。公害などの生活環境が悪いということも多くあげられているが、これについては前回に比べやや少なくなっており、町の自然環境のよさと併せ、今回は環境面が高く評価される結果となった。また、買物の不便さも理由としてあげられているが、これについては大きく改善されつつある。この結果、買物の場については、町内での購買機会が増えている。

2 瑞穂町の将来像や現状の評価について

町の将来像は、医療体制が整ったまち、交通網の発達したまちが、前回に引き続き特に多く望まれている。

これからの社会が重視すべきこととして、安心して暮らせることが特に多くあげられており、医療体制の充実など安心して暮らせる環境が重視される結果となっている。この“安心”については、医療・健康面だけではなく、防災や治安、交通安全、福祉面などの“安心”も含まれているものと考えられる。

町政の各分野に対する評価について、満足度の高いものは、水道や葬祭などが前回同様、高く評価されている。特に葬祭への満足度がおおきく上昇しており、新たな斎場整備による効果が大きいものと考えられる。

一方、これまで述べてきたことに符合する形で、公共交通や商業に対する評価が低くなっている。このほか、基地対策や保健・医療、防犯など、前回と同様の結果となっている。しかし、公共交通、商業についてはやや不満感が改善されつつある。

施策の重要性については、保健・医療、水道、公共交通、防犯、下水道などが特に重視されており、中でも前回に比べ、防犯がより重視されるようになっている。

一方、重要性が比較的低いものとしては、イベントと観光、国際化、文化・芸術、町民総参画社会、工業などがあげられるが、いずれも「重要」とする認識が「重要ではない」とする認識を上回っており、決して重要ではないという評価ではない。

町政全体の満足感については、前回に比べやや上昇している。50歳代以下では不満感の方が高くなっているが、30歳代の評価は上昇している。一方、40～60歳代では評価が低下している。

土地利用のあり方については、前回同様、生活道路、下水道、公園など身近な生活環境の整備や、騒音、振動などの対策が多く求められている。

3 行政と町民の役割について

行政改革で重視すべきことは、前回同様、民間企業のようなコスト意識を持つなどの効率的な運営が最も多く、このほか近隣市町との共同による事業や、職員数の増員を抑えた事務事業の工夫、サービス時間の拡大などがあげられている。居住年数の短い層では、サービス時間の拡大を求める声が多い。受益者負担については、60歳代前後で多くあげられている。

町民自身が行いたい活動は、前回同様に、自分自身の健康管理や自立自助の意識を持つことが多くあげられている。30歳代以下では、自分と異なる世代との交流や、男女の共同参画意識も強く見られる。

行政への町民参加で重要なことは、世論調査やアンケートを通じた参画が、前回同様最も多くあげられている。この回答は、会社員・公務員・団体職員や学生に多く、一方、農業者では町内会や町民の集まり、町長等の懇談会など、直接顔をあわせた形での取り組みが多くあげられており、対照的な結果となっている。

公共施設の活用については、前回同様、町民の意見を取り入れ町が運営することと、広域的に施設を活用することが多くあげられている。施設の広域的な活用については、居住年数の短い層に特に多く、町外の施設も利用したいという意向も含まれているものと考えられる。

各課調査票分析結果

○各課調査票に基づき「施策の進捗状況」、「今後の見通し・方向性」、「現状と問題点」を整理・分析した。調査時点（平成 16 年 9 月）において既に達成した事業及び新規事業は、次のとおりである。

なお、詳細については別冊の「各課調査票分析結果まとめ」を参照。

[達成]	・法定外公共物（里道・水路）の移譲手続き ・防災施設の整備充実（備蓄庫などの整備） ・住民基本台帳ネットワークシステムの導入 ・オフトーク通信の充実（放送終了） ・葬祭（組合施設の整備拡充・施設の全面改装） ・生涯学習の普及啓発（生涯学習情報誌の発行）	など
[新規事業移行に伴う達成]	・収集所の適正管理（戸別収集への切替） ・水道（平成 17 年 4 月 1 日に東京都へ移管） ・生涯学習フェスティバルの開催（総合文化祭に統合）	など
[追加]	・平地林の整備 ・リサイクルプラザを中心とした公園化事業 ・道路名称の命名検討 ・次世代育成支援（総合的な子育て支援） ・教育環境の整備（不登校対策・教育相談の充実） ・瑞穂・横田交流協会支援	など

○基本計画を構成する 7 つの施策体系ごとの進捗状況は次のとおりである。

各施策分野における全小項目の進捗状況を調査・集計し、5 段階（A から E）を「達成もしくは順調（A B C）」と「遅れもしくは進捗なし（D E）」の 2 つに区分し、それぞれの比率を比較した。

（5 段階の内容）A：目的を達成し施策（事業）は完了した。

B：順調に進捗し、町民や関係団体からも高い評価を受けている。

C：順調に進捗しているが、町民や関係団体からの評価は不明または低い。

D：当初の計画より遅れている。

E：ほとんど進捗していない。または取り組んでいない。

	達成・順調	遅れ・進捗なし
良好な居住空間づくり	71.1%	28.9%
快適で便利な都市基盤づくり	64.0%	36.0%
安全でいきいきとした生活環境づくり	67.3%	32.7%

特色のある産業づくり	77.2%	22.8%
安心感のある保健・医療・福祉づくり	78.4%	21.6%
個性とやさしさを育む教育・文化づくり	78.2%	21.8%
計画の推進	75.8%	24.2%
全 体	74.2%	25.8%

○各課が検討の必要性を特に感じている施策で主なものを挙げると、

「**良好な居住空間づくり**」では「**循環型社会**」「**環境保全**」で、平成16年10月より「家庭ごみ一部有料化・戸別収集」が導入され、ごみ収集のシステムが大きく変わり、事業も順調にスタートしたものの、引き続きごみ減量に向けて更なる検討が必要である。

「**快適で便利な都市基盤づくり**」では「**土地区画整理**」において、箱根ヶ崎駅西・殿ヶ谷の両地区とも事業は進行しているが、地価下落による保留地処分金の収入源等の問題が残っており検討が必要である。「**河川**」では、残堀川水系については改修がおおむね進んでいる反面、不老川水系については埼玉県側の河川改修計画が進んでいない関係で、ほとんど未着手である。また「**防災**」については、備蓄庫・防災無線等の設備整備は順調であるが、各自主防災組織の連携の確立について検討が必要である。

「**安全でいきいきとした生活環境づくり**」では「**コミュニティ活動の推進**」において振興計画の策定が必要であり、「**イベントと観光**」では、さくらまつり等で実績を挙げている反面、新たなイベントの創出や観光資源の掘り起こしの検討が必要である。

「**特色のある産業づくり**」では「**商業**」で商店街の振興等、商業環境の整備に苦慮しており、「**農業**」も後継者不足問題への対策が必要である。

「**安心感のある保健・医療・福祉づくり**」では「**地域福祉**」で、現在策定中の地域福祉計画の内容を反映した事業遂行が必要である。また、バリアフリー化の促進等、安全で快適なまちづくりの検討も必要である。

「**個性とやさしさを育む教育・文化づくり**」では「**学校教育**」で、学力低下が心配されているが、各校とも向上策を研究中であり、その他、不登校対策等、教育環境の整備も更なる検討が必要である。また、施設を管理している部署においては、老朽化に対する計画的な改修等を検討する必要がある。

「**計画の推進**」では「**効率的かつ効果的な行財政の運営**」において、予算執行側と管理側双方ともそれぞれ効率的な財政運営に向けて事業を進めていると判断できる。ただし、現状に満足することなく更なる検討が必要である。「**町民との協働によるまちづくり**」では、各課とも住民との協働が必要な事業については、重要と感じているものの、どのように進めていくべきか検討が必要である。「**広域行政の推進**」では「**一部事務組合事業の推進**」において、今後も連携を堅持することが必要である。

全体的に見ると74.2%の施策が「達成もしくは順調」に当てはまるので、おおむね順調に進捗していると考えられる。ただし、更なる検討や課題解決が必要な施策が多く見受けられるため、今後も町民ニーズを把握するとともにコスト面からの検討を加えながら、各施策の進むべき方向性を見定めていく必要がある。

町民提案

○平成 16 年 8 月から募集

3 分野について 5 人から提案（延 5 件）（平成 17 年 1 月 26 日現在）

[情 報 化] ○オフトークの廃止により、現在は防災無線が唯一の情報源であるが窓を閉め切った状態での聞き取りにくさや、発信できる情報の種類が限られているなど、制限が多いのが実情である。

新潟県の地震や阪神大震災の時に F M コミュニティ放送局が活躍した。避難所で情報を入手する手段はテレビかラジオであるが、停電時にはテレビは見られず、また、内容も県域の広い情報であり地域の情報は放送されない。

災害発生時に、最新の情報が手に入る地域に根ざした情報発信媒体として、F M コミュニティ放送局を作することを提案する。

（運営は第三セクターによる方法が望ましい）

○近隣市町村でも行政が動き、光ファイバー回線が導入されている現状であり、東京都の中でも取り残されている感がある。インフラ整備が進まなければ、住民の増加も期待できないため、光ファイバー回線を導入し、I T 化に向けたインフラ整備を提案する。

[イベントと観光] ○ビューパークジュンサイ池公園の芝の部分芝桜に植え替え、観光スポットとする。デザインを広く公募すれば、話題性も生み、多くの人達の関心と呼ぶ。また、季節により一時的であるが、観光客が増えることにより、箱根ヶ崎駅の利用者も増え、八高線増便要望の一助となる。

- 町の観光資源であるシクラメン、茶畑、六道山公園等は、若い人たちを引きつけるインパクトがない。観光客、特に若い人たちを集客できる観光スポットを提案する。

現在空前のペットブームであるので、遊休地に、犬のリード紐なしで遊ばせるような施設を設置（羽村動物園ほどでなくとも、うさぎやヤギなどを飼育する）

国道16号バイパス陸橋下のJR八高線横は、雨が降ると水が沸く。その水をためて池（湿原）を作り、魚を放して釣堀にする。また、一画には子どもが水遊びできるような所も作る。

消防署からまっすぐの道に、もう2、3件の蕎麦屋ができれば、麺ロードなどの名物にする。

- [障 害 者 福 祉]
- 障害を持つ人も持たない人も安心して生活できる環境を整備するため、次の点について検討を願う。

精神障害者生活支援センターも兼ねた障害者総合相談センターの設置。

講演会、学習会など、心の病の理解への啓発活動の実施。

無認可の精神障害者共同作業所の自主製品の販売事業やイベント活動、当事者活動への理解と協力。

精神障害者と他障害者との福祉サービスの適応（福祉手当や配食サービス等）

すべての人が日常生活の移動にハンディを感じないように、福祉バス（循環）の運行。

障害者の就労促進を視野に入れ、働く場の確保。

職員提案

○平成 16 年 8 月 25 日から平成 17 年 1 月 17 日まで募集

16 分野について 13 人から提案(延 21 件)

[公 園 ・ 緑 地] ○複数施策にまたがるが、公園、町道、河川の里親制度を創設し、町内会、NPO等の団体に清掃や樹木の剪定等を委託する。ただし、指定管理者制度を活用することも念頭において実施する。

里親制度の実施により、環境美化、団体育成、コミュニティ形成につながると考えられる。

[エ ネ ル ギ ー] ○省エネルギー、環境問題に注目が集まっているが、町としては環境問題への取り組みはあっても、省エネルギー（夏場のノーネクタイは対住民向けの施策とはいえない）への取り組みは無いに等しい。太陽光発電への補助制度創設を、省エネルギー対策として提案する。

○公共工事に使用する建築資材や、その他備品・消耗品の購入において、環境に配慮した商品を優先するなど、グリーン購入の推進を図る。また、町内においてグリーン購入を実施している業者、あるいは開発している業者に対する認定制度を創設し、広くアピールすることにより産業振興にもつなげる。

[環 境 保 全] ○市街化調整区域、特に池廻りの耕作放棄地を、花植え事業の苗育成地として活用する（小学生から高齢者まで、町民により、種まきからの育成を行う）。さらには、狭山池から続く散策スポット、観光スポットとして有効活用する。

○「自然環境」をテーマに町をPRする。
自然保護と育成。コナラ・クヌギ等を植栽し町全体を里山とする。
各家庭で自然エネルギーを使った発電（太陽光、風力）を行う（災害時の非常用電力にも使用可）。
自然科学館の新設（環境、自然、エコロジー、新エネルギー等についての講演や最新技術等の資料を提供する情報発信の施設）。

- [下水道] ○総合治水対策の一つとして、宅地内に降った雨は原則として宅地内で処理することとし、
雨どいなどから集めた雨水をタンクにため、散水や非常用として利用する「雨水小型貯留槽」を設置する。
雨水を人工的に浸透させる「雨水浸透施設」を設置する。
設置にあたっての工事費用の一部を補助する。
宅地開発指導要綱での雨水処理施設基準を見直す。
- [道路] ○地方における「道の駅」は、交通の要所や休息地として格好な場所に設置されているが、幹線道路を抱えている瑞穂町はそれに相応しい立地条件と思われる。直売所等の付随施設とともに設置することにより、町の産業を広く知らしめることも可能となるため、幹線道路の整備の一環として「道の駅」設置構想を提案する。
- [情報化] ○ブロードバンド環境整備のため、議会、企画課、情報課、産業振興課などが協力し、
商工会に利用者確保業務を働きかける。
N T Tなどに働きかけ、環境の早期整備を要望する。
- [コミュニティ] ○地区会館、スポーツ広場等のコミュニティ施設の有効利用と維持管理強化策として、用地借上料を公租公課費の2.5倍を最高かつ最終目標値とし、借上料の適正化を図る。
- [イベントと観光] ○町外の方に、多く瑞穂町を知ってもらうために、
観光スポット等へ案内する案内板（プレート）を（矢印だけでも）設置し、周知面での充実を図る。
駅西口から岩蔵街道へ遊歩道をつくり、また、シクラメン街道周辺の農地に四季の花を植えて「フラワー街道」とする。町の産物の直売も行い農業振興も図る。

- スカイホール主催事業を「コンサート＋おまつり」という発想により、事業開催時に、空いているスペースを利用して、町の特産物を販売し、PRをする。

商店と連携し、狭山茶で作ったそばやパンを販売。

農協やフレッシュハウスと連携し、野菜等の臨時直売所を設置。

夜間開催であれば、酒屋と連携し、少量のアルコールを販売。

- 瑞穂町と旧元狹山村が昭和33年に合併して、平成20年度に50年目を迎える。これまでの50年、これからの50年と題して瑞穂町・旧元狹山村合併50周年事業(企画展)を開催し、大勢の町民の参加意識を促すとともに産業・観光の宣伝も行う。

記念式典の開催

公的施設における写真パネル等の展示

合併50周年記念写真集発行

関連イベントの開催

- [農 業]
- 不耕作農地対策として位置づけ、構造改革特区を活用し農家要件を緩和して、新たな農業従事者を確保する。企業や農業グループ、個人を対象として、新特産物の創出を目指す。他市町村においてはどぶろく特区、あるいは農家民宿を実施しているため、先進地を参考にすすめていく。

- [保 健 ・ 医 療]
- 現在福祉関係課では、保健師1名が専門職として業務を行っているが、少子・高齢化に伴う色々な相談の増加が予想されるため、専門職の充実した「保健・福祉総合相談窓口」の開設を提案する。

- [高 齢 者 福 祉]
- ブロードバンドの普及はめざましくTV電話も身近なものとなりつつあるため、独居老人支援策として、TV電話を独居老人の安否確認・相談に活用する。

[児 童 福 祉] ○子育て環境や児童の居場所づくりにおいては地域と一体となって進めることが必要であるため、
学童保育クラブの空き時間活用を図る。
地区会館や空き店舗、空き部屋の活用を図る。
新たな児童館建設の検討をする。
優れた人材の確保と活用を図る。

[低 所 得 者 福 祉] ○長期総合計画の中では、障害者（児）福祉、ひとり親福祉、低所得者福祉の施策分野で、「就労の促進」について掲載されているが、現在雇用情勢は厳しく、求職者の年齢も幅広くなっているため、福祉の施策分野だけでなく、「活力ある生活を支えるまちづくり」の中に、新たに「雇用」という施策分野を設ける必要がある。
求職者の就業支援活動を町でも積極的に行い、ハローワークや都の仕事センターと連携し、求職者に対する就業情報を発信する場の確保や啓蒙活動の実施、企業に対して積極的な雇用増進を働きかける。

[社 会 教 育] ○自治調査会の住民アンケートにおける「よく利用する施設」の1番は図書館である。町の図書行政は、長岡、武蔵野等の分館の開設、西多摩市町村図書館の相互利用が開始され、充実してきてはいるが、全て駅から遠い場所にある。勤め帰りの人が駅で本の予約、貸し出しができるよう、箱根ヶ崎駅開設に伴い図書の貸し出し体制の充実を図れるような窓口の開設を提案する。

[芸 術 ・ 文 化] ○耕心館の事業運営等について、
老朽化した施設の維持管理にかかる計画的な改修等が必要である。
子ども美術展等、他の関連施策と連携し、新たな発想で魅力ある企画を立案する。
広報・PRの面から、専用ホームページ作成を検討する。

○日本史観が編纂当時と様変わりしている面もあり「瑞穂町史」を補完する資料作りが急務である。また、新撰組でのまちおこし等、地元郷土史を見直すことで新たな産業が生まれる場合もある。

町史改訂もしくは補正小冊子の刊行、郷土史講座の発表内容の明文化、初心者向け講座スタイルの確立、の3点を踏まえたうえで産業とタイアップし、次の事業を郷土史として貢献させる。

1 新規イベントの発足

旧宿場街道地をアピールするイベント（千人同心行列等）

残堀川をアピールするイベント（蛇堀川伝説等）

時計塔再興に伴う商店街を絡めた地場まつりの新設

2 懐古イベントの発足

映画館（瑞穂パレス）懐古の弁士映画上映会

郷土の武将を模した甲冑行列（村山土佐守等）

地元郷土史研究家の研究成果を明文化し、同時に若い研究家が生まれる土壌を作るとともに、それに基づく多くの行事に行政が支援していくことを提案する。

[町民総参画社会] ○あらゆる分野における人材の育成、活用について、

団塊の世代の地域人材としての活用方策研究、実施。

家庭、学校、地域が連動しての子ども達の体験活動、ボランティア活動、及び高齢者や外国人との多様な交流活動を促進するための施策の充実と創出。

地域理解の促進と人材の育成、組織づくり。

総合的な課題

1 まち全般の課題

人口

瑞穂町の人口構成は多摩地域の中で、年少人口比率が高く、老年人口比率が低いところに位置している。しかし、この5年間の推移を見ると、その比率は少子・高齢化の方向へシフトしている傾向にある。出生数の低下により自然増の伸びも鈍化し、都営住宅の建て替え等により転入者の増があったものの、その増加も終わり、総人口増減も横ばい状態が続いている。団塊の世代人口の構成比は瑞穂町においても高く、平成27年ごろには、老年人口比率が急増し、急速に高齢化が進むと考えられる。

町民意識調査（以下「意識調査」）では、高齢者福祉施策に対する満足感は上昇し、重要度が低下している現状であり、重要視しているのは、安全に暮らせることや交通網の整備である。従って、今後訪れる高齢社会への対策としては、歩道のバリアフリー化など、ソフト面のみならず、ハード面でも十分な対応が求められる。

まちづくり

平成11年9月の意識調査と比較すると、瑞穂町は「住みよい」と回答した人の割合が上昇している。これは、比較的高評価となる高齢層よりも、若い世代の評価の上昇率が高く、これまでのまちづくりの取り組み等による成果が現れてきたものと推察される。また、瑞穂町から「できれば引っ越したい」という回答は、27.6%から21.1%と低下している。「生活環境が悪い」、「買物が不便」といったことが、大きく解消されつつある結果によるものであるが、その中で「交通が不便」という理由が最も多くなっており、かつ、前回よりも比率が上昇している。「住みよさ」の向上により、交通の不便さがかえって浮き彫りにされたことが伺える。

地方分権改革が進む中、これからのまちづくりには町民参加が必要であり、町民のまちづくりへの関心を高めることが求められる。意識調査では、町民意識は自立自助意識が高く、まちづくりに積極的に参加するという意識が比較的少ない傾向にある。内発的な町民活動が活発になるような施策展開が必要である。また、行政改革については、コスト意識のある効率的な行政運営が求められている。量充足から質充足への転換を図り、効率的かつ効果的に施策を推進する必要がある。

なお、意識調査によると、社会が重視すべきことは「健康で安心して暮らせること」としている。これは健康面の安心のほか、防災や防犯面での安全さ、公害のない環境面の安全さなども含まれていると考えられる。これからのまちづくりには、「安心、安全」という言葉をキーワードに施策の展開を図る必要がある。

2 施策分野別の課題

環境と共生するまちづくり

良好な居住空間や快適で便利な都市基盤づくりにおける瑞穂町の最も重要な課題は「公共交通」である。意識調査において、重要度が最も高い一方、満足度は低く重要改善施策となっている。また、瑞穂町の自動車普及率は多摩地域で最も高い一方、市町村道の平均幅員は多摩地域全体での平均値を下回っており、生活道路は狭い状況である。道路整備も含めた、交通網の発達が求められている。

瑞穂町の1人当たりのごみ搬出量は多摩地域で最も多く、肉骨粉の搬出を別としても、多摩地域の平均値よりはるかに高い。家庭ごみの一部有料化及び戸別収集が導入されたが、今後もより一層のリデュース、リユース、リサイクルを推進し、循環型地域社会の形成を図る必要がある。また、公害のない環境面の安全さ、災害に強い防災面の安全さも重要視されており、下水道、公園など身近な居住環境の整備や、騒音、振動対策の充実、地域防災体制の整備が求められている。

情報化施策では、町民参加型まちづくりにおける情報交流システムの形成が進んでいる現状から、光ファイバー回線の導入を求める声もあがっている。

なお、瑞穂町に住みつづけたいという理由には、自然環境がよいという意見が多い。居住環境と自然環境の調和、都市基盤整備と環境保全のバランスに配慮し、瑞穂町特有の「景観」を求めていくことが望まれる。

活力ある生活を支えるまちづくり

「商業」については、従業員1人当たりの年間販売額が、多摩地域の平均を下回っている。意識調査によると、町内での購買率は上昇しているものの、商業における満足度は低いものとなっている。購買率の上昇は、大型ショッピングセンターの出店による影響が大きいと考えられる。大型店舗進出の際には、環境への配慮等、引き続き指導するとともに、今後は明るく人が集まりやすい地域商店街の魅力づくりなど、商店街振興の取り組みが求められる。

防犯、交通安全についての安心感が重要視されている一方で、満足度は低い。警察との連携を図るとともに、地域コミュニティによる防犯意識の高揚等、地域と一体となって推進することが望まれる。また、コミュニティの形成は、町民参加のまちづくりを進めるために不可欠である。ボランティア活動や趣味等の活動意向を捉え、町民からの内発的活動が促進される仕組みを整備することが求められる。

安心して生活するために、健康への意識が高く見られる。体力増進志向から健康づくり志向へ重点をおいたスポーツやレクリエーション活動の充実が求められている。

また、農業については後継者不足等の課題もあるが、イベントや観光施策と連携を取りながら、瑞穂町の特色を活かした施策展開が必要と考えられる。

自らを高め互いを認め合うまちづくり

瑞穂町の人口当たりの医師数は、多摩地域で最低である。意識調査では、健康で安心して暮らせることが最重要視されているが、町内での診療率も低下しており、医療体制の充実が特に求められている。また、医療のみならず、保健、福祉、教育などの施策に対する評価は上昇傾向にあるものの、満足度は依然低い。少子・高齢化がこれから一層進むことが予測されている中、仕事と家庭が両立できる子育て支援策や次代を担う子どもの教育、高齢者が安心して住み続けることができる環境整備など、ハード、ソフト両面での充実が求められる。

また、町民総参画社会の形成は、男女共同参画社会の推進も必要となる。意識と行動がかけ離れている現状を解消し、在住外国人も含めた男女共同参画社会を求めていくことが望まれる。さらには、生涯学習団体やボランティア団体等とも連携を図り、町民全体で活力ある地域社会を創出していくことが必要である。

計画の推進

行財政運営については、コスト意識を持った効率的な運営が求められている。瑞穂町の財政状況は多摩地域でも上位に位置し健全財政を保ってはいるが、今後、施設建設に伴うランニングコストの増加や、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加、また、近年地方債の借入残高が上昇傾向にあるため、公債費の増加など経常経費の増加が予想される。そのため、財政の弾力性を失わないよう、より一層の効率化を図る必要がある。

町民との協働については、町民参加の促進が必要である。最近の国や都の選挙における瑞穂町の投票率は、多摩地域で最低であることなど、町民参加意識の向上を図ることが求められる。

また、意識調査では「公共施設の活用方法」について、施設を町外の方にも利用しやすいようにして広域的に活用するという意見が、前回に比べて上昇している。これは逆に、瑞穂町民も町外の施設を利用できるようにしてほしいといった希望も含まれていると考えられる。町民の生活行動、生活圏に応じ、市町村の枠にとらわれず、可能な範囲で広域的な連携をとり、利用者の利便性の向上を図ることが望まれる。

参考文献

「市民のための地方自治入門（行政主導型から住民参加型へ）」実務教育出版

「自治体職員ハンドブック」公職研

「日本の全国将来推計人口の概要」国立社会保障・人口問題研究所

「第二次環境基本計画」環境省

「平成 16 年版男女共同参画白書のあらまし」内閣府男女共同参画局

「多摩地域データブック～多摩地域主要統計表～平成 15 年版」（平成 16 年 3 月）

財団法人 東京市町村自治調査会

「数字で見る西多摩」（平成 16 年 3 月）西多摩地域広域行政圏協議会

「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（町丁別・年齢別）」（平成 16 年 1 月）

東京都総務局統計部発行

「住民基本台帳による世帯と人口（含・外国人登録人口）」東京都総務局統計部発行

「平成 14 年度市町村決算状況調査結果」総務局行政部市町村課発行

「平成 14 年度市町村公共施設状況調査結果」総務局行政部市町村課発行

参考 基礎調査報告概要

別添 EXCEL ファイル「基礎調査報告概要」参照

